

法人の破産手続開始の決定の特例

特例措置の内容

今回の災害のせいで

法人が借金等を完済できなくなった

法人自身の申立て

破産の申立て

債権者の申立て

債務超過に陥った法人に対しては、
一定の場合を除き、令和3年10月9日まで、
破産の手続は開始されない。

- ・ 破産手続開始決定
- ・ 債務者の債務の確定
- ・ 債務者の財産の換価， 配当 など